第六十八条の百七の次に次の一条を加える。

（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）

第六十八条の百七の二　連結法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各連結事業年度において、当該連結法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（第十項において「国外事業所等」という。）との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該連結法人の当該連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収益の額が過大となるとき、又は損失等の額（当該内部取引に係る同法第二十二条第三項各号に掲げる額に相当するものをいう。）が過少となるときは、当該連結法人の当該連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2　前項に規定する独立企業間価格とは、内部取引の対価の額とされるべき額について第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて算定した金額をいう。

3　国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該連結法人が第十項において準用する第六十八条の八十八第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該連結法人の各連結事業年度における内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該連結法人の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

4　国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

5　前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第三項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

8　法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

9　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

10　第六十八条の八十八第六項及び第十七項から第二十二項まで並びに第六十八条の八十八の二の規定は、国外事業所等を有する連結法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十八条の百七の二第一項	法人税の額から控除する金額	第六十八条の百七の二第一項の
第六十八条の八十八第六項	連結所得の金額又は連結欠損金額	同項の
第六十八条の八十八第十七項	同項の	第六十八条の百七の二第一項の
第六十八条の八十八第十八項	租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項（	租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十八条の八十八第十八項（
	及び同法	及び同法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法
	又は租税特別措置法	又は租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法
	（租税特別措置法	（租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法
	並びに租税特別措置法	並びに租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法
	、租税特別措置法	、租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項において準用する同法
第六十八条の八十八第十八項第一号及び第十九項	当該連結法人に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つた	第六十八条の八十八第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額とした
第六十八条の八十八第二十一項	租税特別措置法	租税特別措置法第六十八条の百七の二第十項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法
第六十八条の八十八第二十二項	連結法人に係る国外関連者	連結法人の第六十八条の百七の二第一項に規定する国外事業所等
	の居住者又は法人とされる	に所在する
	国外関連取引に係る第一項に規定する	第六十八条の百七の二第一項に規定する内部取引に係る同項に規定する
第六十八条の八十八の二第四項	第六十八条の八十八の二第一項（	第六十八条の百七の二第一項（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十八条の八十八の二第一項（
	第六十八条の八十八の二第一項の	第六十八条の百七の二第一項において準用する同法第六十八条の八十八の二第一項の